

# 横浜市生活環境の保全等に関する条例について

横浜市 みどり環境局 水・土壌環境課からのお知らせ



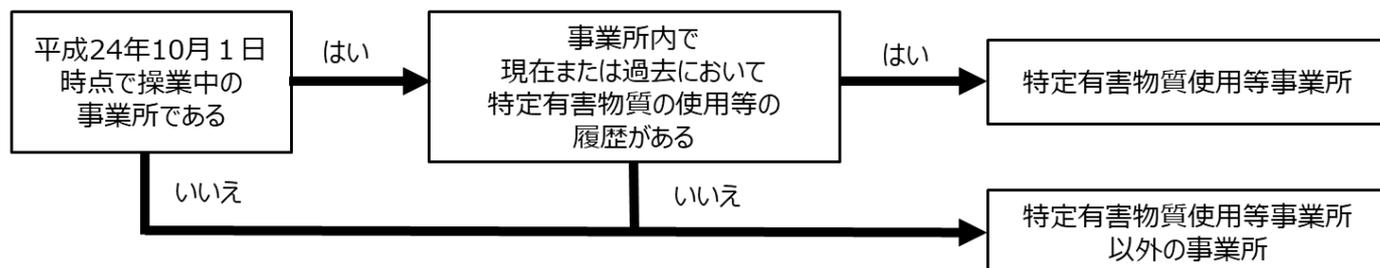
- 1 **特定有害物質使用等事業所の設置者は、  
特定有害物質の使用状況等を記録する義務があります。**
- 2 **事業者と土地所有者が異なる場合には、この記録を年に1回、  
事業者から土地所有者へ送付する必要があります。**

## 特定有害物質使用等事業所とは？（条例第64条第1項）

- ・特定有害物質の取り扱いのある事業所
- ・過去において特定有害物質の取り扱いのある事業所

現在は特定有害物質の取り扱いがなくとも、過去に使用等していた場合は該当します。

特定有害物質使用等事業所に該当するかの判別フロー



## 記録・送付する内容は？（条例規則第59条第2項）

- ・事業所敷地の利用状況
- ・使用薬品等の種類、使用量、使用期間
- ・保管場所 等（詳細は別紙参照）

**※事業者と土地所有者が異なる場合には、この記録を年に1回、  
事業者から土地所有者へ送付する必要があります。**（条例第64条第2項）

横浜市生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染対策関係）はこちら

[https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki\\_honbun/g202RG00001294.html#e000001387](https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001294.html#e000001387)

## 特定有害物質の使用状況等を記録する理由は？

土壌調査時に重要な情報となるためです。

### 土壌調査の契機

特定有害物質使用等事業所の廃止、敷地を掘削する場合、有害物質使用特定施設の廃止 等  
※様々な法・条例に基づく届出が必要な場合がございますので、ご相談ください。

### 特定施設の例

- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  
(イ) 研磨洗浄施設 (ロ) 排ガス洗浄施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めっき施設
- 67 洗濯業の用に供する洗浄施設

上記のような施設で特定有害物質を使用等している場合は施設の廃止時に土壌調査が必要です。

## 記録を土地所有者に送付する理由は？

土壌調査・報告の義務は**土地の所有者等**が負うためです。

そのため土地所有者と事業者は土地利用等に関して情報共有をお願いいたします。

### 参考 特定有害物質 26 物質

クロロエチレン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン
1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン
ジクロロメタン	テトラクロロエチレン (別名：パークレン)	1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン (別名：トリクレン)	ベンゼン
カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物
水銀及びその化合物	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物
砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物
シマジン	チウラム	チオベンカルブ
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN)	

手続や調査についてなど詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

横浜市 みどり環境局 環境保全部 水・土壌環境課 土壌対策担当

横浜市中区本町6丁目50-10 (27階) TEL 045-671-2494 FAX 045-671-2809

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/>

※お問合せは、祝日・休日を除く平日の9時から17時までにお問い合わせいたします。

※ご来庁の際はお電話でご予約ください。